# 1.議事日程第2号

(平成22年第7回大口町議会定例会)

平成 22年 12月 3 日 午前 9 時 3 0 分 開 議 於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2(追加日程) 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉	田		正	2番	田	中	_	成
3番	柘	植		満	4番	岡		孝	夫
5番	宫	田	和	美	6番	酒	井	廣	治
7番	丹	33		勉	8番	土	田		進
10番	齊	木	-	Ξ	11番	吉	田	正	輝
12番	木	野	春	徳	13番	倉	知	敏	美
14番	酒	井	久	和	15番	宇	野	昌	康

- 3.欠席議員は次のとおりである。(なし)
- 4. 欠員(1名)
- 5.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	森			進	副	町	₽	₹	大	森		滋
教 育	長	長	屋	孝	成	地域	協働	部長	Ę	近	藤	定	昭
地域協働部籍 環 境 謂		杉	本	勝	広	健康	福祉	:部長	Ē	村	田	貞	俊
建設部	長	野	田		透	総	務音	<b>派 長</b>	Ę	小	島	幹	久
生涯教育部	祁長	Ξ	輪	恒	久	生涯	教育部	『参事	<b></b>	鈴	木	_	夫
生涯教育部 兼生涯学習	参事 課長	松	浦	文	雄	会計	十管	理者	Í	星	野	健	_
町民安全詞	果長	前	田	正	徳	地域	抚興	課長	Ę	平	畄	寿	弘

 戸籍保険課長
 掛布
 賢治
 福祉こども課長
 天野
 浩保

 保育
 長中野幸子
 健康生きがい課長
 宇野直樹

 建設農政課長
 鵜飼嗣
 孝都市整備課長
 渡邊俊次

 行政課長
 江口利光
 政策推進課長
 社本
 寛

 学校教育課長
 近藤孝文
 生涯学習課主幹
 櫻井敬章

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 議会事務局長 河 合 俊 英 次 長 佐 藤 幹 広

## 開議の宣告

議長(酒井久和君) 皆さんおはようごさいます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

(午前 9時30分)

## 議案に対する質疑

議長(酒井久和君) 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。 ありませんか。

## (発言する者なし)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第61号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第62号 大口町道路占用料条例の一部改正について、質疑に入ります。 ありませんか。

## (挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議案第61号も62号も地価の下落を反映させたということになっていますけれども、この地価の下落というのは、例えば愛知県内の平均だとか、大口町の公示価格や基準価格ですか、そういったものを反映させてみえるのか、また国が独自に調査してこういうものを決めている、それに準拠して行っているものなのか、もう一度御説明いただけますでしょうか。

議長(酒井久和君) 建設農政課長。

建設農政課長(鵜飼嗣孝君) 占用料に関する地価の判定基準ということですけれども、大口町はもとより、愛知県の基準を使わせていただいておりまして、愛知県が算定しました町村の価格を採用させていただいておるという形です。

## (挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そうすると、愛知県の定めている公共用物使用料も、道路占用料とか流水占用料等も、それぞれの市町村によって愛知県の場合は値段が違うということで理解すればいいわけですか。

議長(酒井久和君) 建設農政課長。

建設農政課長(鵜飼嗣孝君) 愛知県が出しております数字が、市の平均値と商業地、愛知県全体の町村の平均値と商業地を出しておりまして、それぞれの占用目的に応じて平均値を使ったり商業地を使ったりという形で出しておりますので、市と町村の区別はございますけれども、県内の地域での差別はないという形です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そうすると、大口町で商業地というのは、あんまりないんですか。あるんですか。私、余野の区画整理のときに、一部分、ここは商業地にしていくというような、扶桑との境ぐらいのところですね、そういった地域が私はあったような気がするんですけれども、それ以外のところで、商業地というようなところというのはあるんですか。

議長(酒井久和君) 建設農政課長。

建設農政課長(鵜飼嗣孝君) 占用料に使います数値で、商業用か平均値かということでございますけれども、大口町に商業地があるから商業地ではなく、看板等、一般的に人が多く集まるようなところに置かれるようなものの算定基準は、商業地というように使われておりますので、普通の電柱とか乗り入れ口とかいったものは平均値、看板等、人が集まって見るところに設置するようなものは、商業地のちょっと高い値段で採用されております。

議長(酒井久和君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第62号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第63号 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) この案の7ページでございますが、新しい占用料のところですが、一番 最後のところにその他のものというのがありますが、占用料条例にはその他のものというのが ないかと思うんですが、いかがでしょうか。 議長(酒井久和君) 建設農政課長。

建設農政課長(鵜飼嗣孝君) その他のものの分類でございますけれども、占用料条例の3ページを見ていただけますでしょうか。3ページの上から8段目、その他のものとなっております。このその他のものを引用しておるという形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## (挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) おっしゃるとおりその他のもの、占用条例の中に2ヵ所あります。2ページの真ん中辺にもその他のものというのがありますが、それぞれこれらについては法の32条 1項、1号と5号に掲げる施設と限定されております。ですが、先ほどの流水占用料の表の中のその他のものは、何ら限定されておりません。ということは、占用料条例のその他のものとは異質のものではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 建設農政課長。

建設農政課長(鵜飼嗣孝君) ここにあります、今御指摘ありましたその他のもの、32条1項1号、前段の方ですね、こちらに掲げられる工作物と申しますのが、電柱、電線、変圧塔、郵便の差し出し箱、公衆電話所といったものでございまして、一般的にこちらのものについては、準用河川の中にそういったものを入れるということはございませんので、通常準用河川で許可するものにつきましては、ここのその他でありますうちの乗り入れ口、どうしても家へ入るのにそこからしか入れないような場合には、橋を設けられますので、そういった場合の占用という形で考えております。

## (挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) そうしましたら、こちらの占用料条例のその他のものを引用するという ことは、ちょっと違うんじゃないでしょうか。占用料条例のその他のものというのは、そうい うふうに限定しておられるわけですので、こちらの流水占用料の方のその他のものと区別すべ きじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 建設農政課長。

建設農政課長(鵜飼嗣孝君) 占用料の方では、その他のものが二つに分かれておりますけれども、数値的、内容的なものは、面積当たり幾らという形で、考え方が同じ算出方法を出しておりますので、そういった点では、その他のものと取りまとめて一つの、今回ですと1,500円という形ですけれども、これでいけるんじゃないかという考えでこういう形でつくってございます。

議長(酒井久和君) その他、ございませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第63号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号 尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 尾張北部と尾張というのは、範囲が違うんでしょうか。

議長(酒井久和君) 都市整備課長。

都市整備課長(渡邊俊次君) 御質問にお答えさせていただきますが、現在、愛知県ではことしの12月をめどに都市計画区域の再編を初めといたしました都市計画の見直しを進めております。これは、市町村合併の進展、日常生活圏の拡大など、社会経済情勢の変化に対応しまして、今後の都市計画を効率的に運用するために行われているものでございます。それで、この都市計画の見直しでは、愛知県の都市計画区域を現在の20から6に再編するものであります。愛知県が定めます都市計画や市町村が定めます都市計画に関するほとんどすべての変更が今回必要となってまいります。それで、今回の尾張都市計画区域は、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町、この7市2町で構成されております。現在の都市計画区域で申し上げますと、区域別に稲沢中島の稲沢市、それから尾張西部の一宮市、現在の尾張北部のもとの4市2町、春日井の春日井市、この4つの都市計画区域が一つの都市計画区域として再編がされるものでありますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 尾張というと、例えば織田信長で有名な清洲市とかも尾張というイメージなんですけど、あの辺は一体どこの区域になるんですか。

議長(酒井久和君) 都市整備課長。

都市整備課長(渡邊俊次君) 現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後に御回答 させていただきます。よろしくお願いします。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 今まで春日井を中心とする圏域に大口町が入っていたことが影響してい

ると思うんですけれども、衆議院選挙の選挙報道が大口町はそちらの方の選挙報道で紙面が占用されていると。大口町が選挙区になっている愛知第10区の選挙報道が地方版で載らないという、中日新聞などではそういう状況があって、非常に読者としては、何だと。自分たちの選挙区の報道がないんじゃないかということで、私もいろんなところを通じて中日新聞に適正に住民にニュースソースをやるべきだいうことを言ってきたんですけれども、そうしたところにも、こういう圏域の認識が大口町は春日井中心だという認識があって、そういう選挙報道になってしまっているんでしょうけれども、これは有権者として非常におもしろくないわけです。自分たちの選挙区の報道がやられずに春日井を中心とする選挙区の報道が大口町の紙面をにぎわすという、これは公共団体としても適切にマスコミも公的な性格もあるわけですので、要請をして、きちんと大口町の有権者が属している選挙区の報道が、大口町の読者にきちんと伝わるようなことを自治体としても要請をしていただきたいなというふうに思いますけれども、圏域の改変に当たって、そういう認識もマスコミでも強めていただきたいということも含めて質問をさせていただきます。

議長(酒井久和君) 副町長。

副町長(大森 滋君) この都市計画区域の圏域の問題と新聞社のテリトリーの問題とは、多分直接関係して意識を持って結びつけておるというふうに、私はちょっと考えてはおりませんけれども、今回の議案として提出をさせていただいたのは、愛知県の都市計画の変更に伴う大口町の条例の変更ということで理解をいただきたいということです。それから、新聞社のテリトリーの問題ですけど、これは新聞社の経営とか方針というのがあるということが一つあるわけですけれども、新聞を購読するということについて強制をされておるわけではないということがあると思いますので、幾つかの新聞社があるという中で、一番合った物を選んでいただけるという自由はあるわけですので、そういったところで自分に合った新聞をとっていただくということになろうかというふうに思います。

## (挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 一番地元紙として購読者の多い中日新聞に私も電話したんですよ。「すいません」と。社がそういう態勢に慣れ切っていて、それをなかなか改変することができないで申しわけないと。しかし、そのかわりに時々は第10区の報道も紙面としてやりますので、今のところはちょっとできないんですと、そういうことを向こうも申しわけないと思っているわけですよ。我々が直接投票する選挙区の10区の報道が時々しか出てこないと。ほとんど春日井を中心とする選挙区の報道ばかりにぎわせている。それは、有権者として立候補者の政策、これが選挙前に何度も何度も候補者別に報道されるわけですよ。それが、10区の候補者の報道は

されずに、あそこは6区かな、春日井を中心とする選挙区の候補者の政見ばかりを紹介されても、我々は選択肢にない候補者のことですから、それはマスコミとしても余りにも不注意といいますか、有権者に対してマスコミのサービス精神があまりにもないということですから、町長や副町長もマスコミの皆さんと接する機会が多いわけですので、ぜひ一言言っておいていただくと住民がもっともっと意識を持って候補者の選択ができるということになりますので、よろしくお願いします。要望だけにしておきます。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第64号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第65号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第5号)の質疑に入ります。 ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 職員給与について、お伺いします。

最近では、補正予算のたびに職員給与が減額されているような錯覚さえ覚えるわけですが、 地域手当のゼロ支給とか人事院の勧告による引き下げと、これは大幅な減額が行われておりま す。これでは、職員の人のライフサイクルを大きく狂わせることになるんではないかと思いま す。国の施策に準拠するだけでなく、大口町独自の何らかの対策というものはお考えでしょう か。お伺いします。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 丹羽議員の御質問にお答えしたいと思います。

先日の議会の方でもお話をいたしましたように、給与体系につきましては、国に準拠した形で整備としては行ってまいりたいというふうに考えております。ただ、今、議員御指摘のとおり、町独自でやれることはないかということも考えておりまして、例えば福利厚生面でありますとか、評価による支給です。そういったものを、今後制度化しながら考えていきたいと思いますので、ある程度整ってまいりましたら、また御相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 前向きに考えておられるということでございますが、これは私の提案と言いますか、給与条例では、例えば地域手当は残っております。ということは復活の要素はあるんじゃないかなと。9%に復活ということはちょっと無理かもしれませんが、それを3%、

5%復活させるとか、また特例措置というような形で復活させたらいかがかなと思いますが、 また職名を新しく創設して、これらで現在1級は主事補と主事ですか、1級は主事補だけにし て、2級を主事にするとか、要するに渡りにおいて有利な方法ができないものかなというこ と。

それから、昇給、昇格の基準を緩和するというようなことも考えられますが、こういうもの を制度化することによって、不利益を受けておる職員に対して、何とか復活ができるような施 策を考えていただきたいというふうに思います。これは、私の要望でございます。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) まず、歳入ですけれども、町民税や固定資産税が追加ということで、それぞれ個人町民税が9,100万円、固定資産税は1億2,500万円の追加があるわけですが、これらの主な要因というのは、徴収率が向上したとかというような説明があったような感じがするんですが、私の記憶があいまいだったら自分の頭の中を訂正しておきたいもんですから、おかしいなあと思っておるもんですから、ここら辺の御説明がいただきたいなあというふうに思います。

それから、15ページ、16ページの中のそれぞれ職員の給与等々が減額されておるのは、先日の条例の関係でこうなっておるんですけれども、しかし時間外勤務手当等々を見ていくと、政策推進管理費の中で見ると、時間外手当は120万減額されている。それから、住民自治費の中でいくと、こっちは60万円ほど増額されているということがあるわけですけれども、こうしたものの要因というのは一体どういうことなのか、お教えをいただきたいと思います。まず、それだけ教えてください。

議長(酒井久和君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) それでは、歳入の税の関係で追加分の要因等ですけれども、提案説明の中で徴収率と申しましたのは、固定資産税も町民税もほぼ調定が固まっております。ですから、その額に前年の徴収率を掛けて今回追加を出しておりますので、この不況の中で徴収率がもし下がってくると、若干この補正予算に到達しないこともあろうかと思います。そういった意味で、徴収率は前年の徴収率を踏襲して計算してあるという説明をさせていただきました。

それと、個人町民税の増額の原因につきましては、全体として給与所得がことしは下がるだ ろうと当初予定しましたが、現実には下がっておりますが、予測ほどは下がらなかったという のと、あとは分離課税部分、長期譲渡だとか株なんかの譲渡の分離譲渡部分が予想よりも伸び ていたということで、これだけの補正額の増と。

固定資産税につきましては、償却資産が想像よりは下がらなかったと。全体として償却資産 は下がっていますけれども、当初の見込みほどは下がらずに維持してくれたということで、追 加上程となったわけです。以上です。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 吉田議員から、時間外勤務手当の件について御質問いただきました。今、御質問いただいたほかにも、若干時間外勤務手当の補正をしておりますけれど、要因としましては、まず私のところの政策推進課につきましては職員が減ったことによるものと、これは1人分減ったということだけではなくて、やはり組織改革による効果が少し出ているかなということで減額をしております。

また、ほかのところにつきましては、仕事が多少年度によってふえたり減ったりする関係で、町民安全課のところは県の操法大会との関係で、少し今までも補正予算を組んでおりますけれども、今回まちづくり条例関係で活発に御議論いただいていますので、少しそのあたりで職員の仕事の量がふえているということが上げられます。

なお、先ほどお話をいたしました組織改革の件につきましてなんですけれども、時間外勤務手当、国勢調査とか選挙等の特殊要因を除きますと、過去5年ほどは大体4,400万ほどで推移しておりましたけれども、昨年組織改革後につきましては約500万ほど減っておりまして、また今年度もほぼそれぐらいで推移するかなというふうに考えております。これは、地域手当の減額による単価がことし落ちたということもありますけれども、職員数が減っている中で時間外勤務もそれほどふえていないというのは、やはり集中改革プランによる仕事の見直しとか、組織改革による見直し等が上げられるとは考えております。ただ、今後も仕事量を見ながら職員配置等考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 歳出で思い出しました。保育園に関連するんですけれども、この不況ということもあって、お子さんを預けて働きに出たいという方がふえてきているだろうというふうに思うんですね。私もあちこち伺うわけですけれども、そういった相談等々も窓口で今ふえてきているんだというようなお話も聞くわけですけれども、例えばこの間の相談件数というのは、入園希望の途中入園ということで、来年の4月から入園させるということじゃなくて、途中から入園させたいというような相談件数というのは、一体どのぐらいあるんでしょうか。

それと、あと伺いたいのは、そういった相談に対してすべて相談者の方のニーズといいますか、それにこたえられていればいいわけですけれども、例えば保育士さんが足らないからちょ

っとお待ちくださいというような、待機児童というんですか、そういった方というのは、一体 今のところ大口町ではどのぐらいあるんでしょうか。そこら辺をちょっとお伺いをしておきた いというふうに思います。

それから、不況ということで、いろいろ聞きたかったわけですけれども、教育の分野でいくと、準要保護という制度があると思うんですけれども、大口町の場合でいくと、生活保護基準の1.0倍というようなことなんだそうですけれども、きょうこれが終わってから、また学校教育課の方に相談に伺いたいなあとは思っているわけですけれども、ある事業者の方で廃業を余儀なくされてしまったわけですけれども、今までの収入は、社長さんですのでたくさんあるといえばあるわけですけれども、しかし、そういう収入もぱたっと断たれてしまっているわけですが、そういった場合でも、例えば準要保護というようなものの適用が受けられるのかどうなのか、そこら辺をお教えいただきたいんですけれども。

議長(酒井久和君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

準要保護の認定の基準ですけど、大半の方が児童扶養手当受給によるというものであります。8件ないし10件ほど項目がありまして、その一番最後に「その他」という項目があります。学校を通じて、給食費の未納並びに学年費の未納等続いておるようなケースであれば、その他項目で拾ってきた経過がございます。ですから、所得基準は設けてはおりません。設けてはおりませんけど、ケース・バイ・ケースで対応はさせていただいておりますので、また御相談に来ていただいて、私どもも調査させていただいて、受給ができるものであれば受給させていただくということになるかと思います。よろしくお願いします。

議長(酒井久和君) 保育長。

保育長(中野幸子君) 先ほどの吉田議員の質問にお答えします。

待機児童はということですが、4月当初から12月現在までの受け入れは、途中入所は40名、 その中には産前・産後の方も見えますし、仕事に復帰したいんですが、相談条件の中でもう少 しお母さんの方が延ばしたいとかそういうのはありますが、一応待機はゼロです。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 待機はゼロということですけれども、相談に来られて、それっきりになっておるような人はないんですか。僕が伺ったのは、何で相談件数にこだわったのかというと、結局そういうことがあるんですね。今、入れんからと言われて、じゃあということでそれであきらめられるというようなケースも私は間々あると思うんですね。ですから、例えばそういう相談を受けた場合、きちっと記録をとっておくというか、それが今こういう時期だからこ

そ私は大切なことなんだというふうに思うんです。そこら辺で穴があかんように、今いっぱいだでちょっとあかんわと言われて、そこであきらめちゃうようなことがないようにしていただきたいんです。そこら辺の対策というのは何かとられていますか。

議長(酒井久和君) 保育長。

保育長(中野幸子君) 受け付けをした時点できちんと記録はとっておりますし、条件に合うようなお母さんの働き方を勧めたり、園の方が産前・産後などで入所の場合は3ヵ月ぐらいですので、あきが出た場合はすぐ連絡を入れて入所するようにということで、記録は全部とっております。

議長(酒井久和君) そのほか、ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 給料表を見ますと、職員が補正前から1人減っているということですけれども、どこで減っているんでしょうか。保健師さんが減ったとか、今、政策調整課の方でも減ったとかいうような御答弁があったかのように思うんですけれども。

それから、24ページでも臨時保育士さんの追加がありますけれども、これはどういう要因で の追加なんでしょうか。調理員も追加とありますけれども、この原因も教えてください。

それから26ページには、予防費でヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、これらの委託料が計上されておりますけれども、全協でも御説明がありましたけれども、これはそれぞれ所得の低い方に対しては扶助があるわけでありますけれども、一般的な皆さんについては国の補正措置か何かがあるとどうのこうのという説明はあったんですけれども、それぞれ個人負担はどのぐらいになって、それぞれ何人ぐらいの予定で予算が組まれているんでしょうか。

それから、次のページのがん検診の委託料ですけれども、がん検診も個人負担があるようになりまして、一般的ながん検診の受診率も思うように向上していないというふうに思うんですけれども、子宮がんと乳がん検診の追加というのは、どういうことでどういう状況なんでしょうか。以上です

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 田中議員から御質問いただきました職員数の減と、保育園費における臨時職員の件についてお答えをさせていただきます。

まず、職員の1名の減につきましては、御家庭の都合で保育士さんが1名、7月末で退職を されたということによる1名の減員であります。それから、臨時保育士と調理員の件に関しま しては、これは全体なんですけれども、平成22年度予算を編成するに当たりまして、賃金職員 につきましては、各所管課と政策推進課の方で調整をしながら、まず最低限でスタートしようということで、年度途中のクラスの一時的な増だとか、そういったものに対応したものは最終的に調整をしましょうというお約束で始まっておりますので、ここの12月におきまして、今までの実績を踏まえ、増額をする要因がここで生じたというものであります。以上です。

議長(酒井久和君) 健康生きがい課長。

健康生きがい課長(宇野直樹君) それでは、田中議員さんの方から、予防接種のヒブワクチン、小児用肺炎球菌、さらに子宮頸がんの予防ワクチンの個人負担、それから何人ぐらいで計上したかという御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

議員御案内のように、国の補助事業に伴いまして子宮頸がん予防ワクチン、それから乳幼児における髄膜炎を予防するためのヒブワクチン、さらには小児用肺炎球菌ワクチンの接種の助成事業を実施するものでございます。国の方は負担割合が2分の1、そして市町村が2分の1と。これらの事業につきまして、期間は、平成22年度から平成23年度の2ヵ年でございます。今回の補正につきましては、平成22年度分の1月から3月までお願いするものでございます。本町では、この三つのワクチン接種における助成事業を平成22年度分として3ヵ月間の計上をさせていただきました。この三つのワクチンにつきましては、国が示す接種費用の3分の2を町が助成をさせていただく予定でございます。

まず、ヒブワクチンの接種につきましては、対象者がゼロ歳から 4 歳児、11月現在で1,270人の対象でございます。実施期間中、1月から3月でございますが、1回の接種を予定しておりまして、接種率を30%見込ませていただいております。接種費用を1回8,000円、助成額を6,000円として228万6,000円の計上となっております。しかし、11月30日に国より接種費用の案が示され、今のところ接種費用が本町の8,000円の予定のところが8,852円ということで、町の助成額を5,952円、自己負担分につきましては2,900円を予定してまいります。

次に、小児用肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、こちらも対象者がゼロ歳から 4 歳児、11月現在でこちらも1,270人でございます。実施期間中 1 回接種、接種率も30%を見込ませていただきまして、接種費用を 1 回9,000円、助成額を6,000円として228万6,000円を計上させていただきましたが、こちらも国の案が今のところ接種費用が 1 万1,267円ということで、町の助成額は7,567円、自己負担分につきましては3,700円の予定となっております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、対象者が中学1年生から高校1年生の女子で、11月現在で470人の対象者がございます。こちらにつきましては、実施期間中2回の接種を予定しておりまして、接種率は30%を見込んでおります。接種費用は1回1万5,000円、助成額を1万円とさせていただき282万円を計上させていただいておりますが、国の案としましては今のところ接種費用が1万5,939円ということで、町の助成額は1万639円、自己負

担分は5,300円の予定をさせていただいております。

それから、がん検診の委託料のお願いをさせていただいておりますが、こちらの医療機関、子宮がん追加と乳がんの追加でございますが、こちらにつきましては、女性特有のがんの無料クーポン券の発行に伴います、こちらの二つのがん検診の受診率を向上させていこうということで、別に通信運搬費として郵便料の補正を6万5,000円掲げさせていただいておりますが、こちらの女性特有のがん、乳がん、子宮がん、未受診者につきまして、勧奨通知をさせていただきますので、子宮がんにつきましては平成21年度の受診率が20.9%ございましたが、こちらを何とか5%向上して26%ほどにもっていきたい。それから、乳がんにつきましては、平成21年度が24.4%でございましたが、こちらを何とか32%、約7%ぐらいの向上を目指していきたいということで計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第65号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第66号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑に 入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 国民健康保険の保険証なんですけど、今、1年ごとの発行というか、有効期間になっているんですけれども、毎年送られてくるわけですよね。市町村によっては、2年間有効でやってらっしゃるところもあるように聞いているわけですけれども、保険証って、送るときに簡易書留かなんかで送ってらっしゃるんじゃないですか。実は、結構高額な郵送料が保険証を送るのにかかっているんですよ。いろいろ1割負担になったり3割負担になったりするもんだから、その年、その年によって所得が変わってくればそういうことがあるからということで、一斉に全部1年ごとにしているわけですけれども、私は郵送料だけでもばかにならん金額だと思うんですよね。ですから、1割負担が3割負担に変わるだとか、3割負担が1割負担に変わるというような人だけに送れば、もっと郵送料が軽減できるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。そうすると、ひいては国保税も少しでも値上げせんでもいいような気はするんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 今、保険証の更新についての御質問をいただきましたけれど も、確かにおっしゃるとおり1年ごとの更新で、郵送のときには簡易書留で送っておりますの で、非常に金額がかかっているわけですけれども、それが保険税の方に関係するかということでありますけれども、事務費に当たりますので、この部分については一般会計から職員給与費等という名目で繰り入れをしておりますので、この金額がふえたからといって保険税の方にはね返るというふうにはなっておりません。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 保険税に影響しなくても一般会計には少なくとも影響するわけですので、例えばその分をその他の一般会計からの繰入金をふやす財源に少しでもなるんじゃないかなというふうに思うんですよ。どっちにしたって限られた金額だもんだから、節約するところは節約しないといかんと思うんです。そういう中で、少しでも値上げを食いとめるような方法というのはないのかなと思って考えておったんですけれども、例えば隣の犬山市は、たしか2年じゃないかな、保険証の有効期間は。そういうところもあるんですよ。そうすれば節約できることは間違いないもんですから、郵送料だけでもね。郵送料って、毎年どのぐらい保険証を送るのに使っておるんですか。例えば簡易書留だと1通当たり200円か280円ぐらいでしょう、多分。それの世帯数って、3,000か4,000か知らんけれども、掛けたらすごい金額になるわね、これ。1回発送するだけで。それだけでも節約できれば、僕は大きいと思うんですけど、どうですかね。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 保険証の郵送料の件でありますけれども、今、予算上では簡易書留の郵便料ということで、390円で計算をしております。一括の更新とか、新規の方とかそういうことも含めまして約150万の予算計上をさせていただいておりますけれども、おっしゃるとおり2年に1回にすればその分の経費が浮いてくるということもありますので、確かに近隣市町で、2年で更新をやっているところもございます。経費を少なくするという面で議員のおっしゃることも考えに入れまして、今後方針をいろいろ検討してまいりたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 昔だったら、紙の保険証のときだったら、通常の保険証が2年の有効期間だったんです。それがカード式になって、個人個人のものになってから、まだ2年だったような気がするんですけど、記憶が定かじゃないもんでいかんですけれども。いずれにしても、2年の有効期限のものについては通常の保険証で、それ以下の有効期間のものについては、通常は短期保険証と呼んでいると思うんです。我々大口町の国保の加入者の人たちは、全部が短期保険証をもらっているようなイメージになっちゃうんですけれども、そういう意味でも有効

期間の2年というのは、それが法律上許されないということであるのならば、それはしようがないのかもしれませんけど、それができるのであれば、そういった形にした方がいいというふうに私は思います。それからまた、発行する経費もかかるんでしょう、保険証を。これどのぐらいかかるんですか、1枚当たり。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 保険証の有効期間でありますけれども、市町村によって1年、2年という考え方がございますので、1年でも問題がない、2年でもいいということで解釈をしておりますけれども、先ほどの話で、経費の節減には2年で発行の回数を少なくすれば当然安くなりますので、その辺を近隣市町の状況等もお聞きしながら研究してまいりたいと思います。

それから、カード保険証の単価でありますけれども、枚数を多くつくれば安くなるわけですけれども、今年度の予算の計上では、1万枚つくって、1枚46円というふうに計算をしております。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第66号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第67号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 今の政権になって、後期高齢者医療制度については、野党時代はこれを 廃止すると言っていたわけですけれども、現在の状況を見ますと、他の保険に名前は変えて、 大部分は国民健康保険制度の中に入れてしまってという方向が強まっているというふうに思い ますけれども、町の方としてはどんなふうに予測しておられますか。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 国の方で後期高齢の今後の医療制度の改革に向けましては、高齢者医療制度改革会議というものが、これまでに12回開かれておりますけれども、そんな中で、方針がいろいろ示されておりますけれども、制度の概要としましては、国保も合わせての考え方になってまいりますけれども、後期高齢者医療を廃止したということで、75歳以上の方がこれまでの被用者保険に加入していただける部分、それから被用者保険に被保険者本人もしくは扶養になる方、それからそういう方以外の方は国保に加入していただくということになり

ますけれども、それで国保の方はどうなるかと言いますと、現在非常に運営状況が厳しいというところでありますので、都道府県単位の財政運営を行い、広域化を図るというようなことが検討されておるところでありますけれども、財政運営につきましては、いろいろ新聞報道がされておりますけれども、当面は今の後期高齢と同じような形で75歳以上の高齢者については、最初に25年度の開始を予定されていますけど、25年度には広域化をし、75歳未満の方については、当面は市町村の国保で運営をしていくというような方針がされております。

それから、今後ふえ続ける医療費の対応としまして、今75歳以上の方、後期高齢者の方については、1割負担の方があるわけですけれども、それを順次見直しをして、2割負担にするような考えが示されております。そんなような検討がされておりまして、まだまだこの調整が十分されていないところがございますけれども、年内に方針がほぼ決定をされるというふうに報道がされておりますので、その辺を注意深く見守っていきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 一般の社会保険の方に入るような方たちはそれでいいんですが、国民健 康保険に入れられてしまう75歳以上の方々については、今の後期高齢者医療制度と同じ考え方 で、75歳以上の皆さんについては別勘定にしていくと。つまり、75歳以上で、高齢で医療にか かる率の高い皆さんについては、75歳以上を別勘定にして、それぞれかかった医療費を皆さん 方で負担してもらう。つまり、今の後期高齢者医療制度と同じような物の考え方、これが非常 に強調されてきていることに対して、非常に危惧をしているところです。これでは、後期高齢 者医療制度という名前がなくなっても同じことだということになりかねないわけであります が、昨年の総選挙等で示された民意を図るなら、これらの保険については、年いったから、医 療費がかかるから自己負担はもっとふえてもしようがないよと。74歳未満の人とは別勘定にし ますよという物の考え方については、民意は既に後期高齢者医療制度の批判がされて、示され ているというふうに思うんですけれども、今の政府の考え方自体は、この後期高齢者医療制度 の矛盾を根本的に解決するんじゃなくて、それを踏襲してしまうということで、何ら解決につ ながらないんじゃないかということが心配されておりますけれども、それらについて、例えば TPPでは町村会長が決議を上げて反対というようなことで元気よくやっておりますけれど も、これらについて地方の方から物を言うというようなことが町村会長とかそういうところで 問題点をとらえてあるんでしょうか。ぜひ、地方からそうした根本的な矛盾についての何ら解 決策にならないような方法じゃなくて、少しでも民意にこたえて根本的な矛盾を解決するよう な方向に行けるような提言を地方からやっていかなくてはならないんじゃないかなというふう に私は思うんですけれども、どうでしょうか。

議長(酒井久和君) 町長。

町長(森 進君) 今、田中議員さんから御質問のありました今回の医療制度についてですけれども、やっぱり私ども保険者は言うに及ばず危惧をしておりまして、県の町村会においてもいろいろと国に対しての働きかけ、要望等をされております。そして、去る12月1日に全国町村長大会というのがございまして、その折に8項目ばかりの要望事項を国に示したわけですけれども、その中の一つに、今お話があります医療制度の云々というようなことにつきましても、財源の話、さらには広域化の話について要望を申し上げたという経過がございますが、ただ、地方6団体というようなことをよく言われますけれども、都道府県単位の広域化については、知事会の方はそのあたりについては、まだ抵抗があるというようなお話も聞いておりますので、私どもとしては、市町村、保険者の立場として、機会があるごとに私どもなりの活動、国に対する要望はしております。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 私の先ほどの答弁の中で、少し表現が漏れていたのかもしれませんけど、75歳以上の方の財政運営については、当面は年齢で区分されるというような方針が示されておりますけれども、最終的に全年齢を県単位の財政運営に統一をしていくんだということで考えられておりまして、それが一度に難しいから段階を追って提供されていくということで、第一段階として75歳の財政運営を区分していくんだという考えでございますので、御理解をお願いします。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第67号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第68号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第68号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第69号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) まず歳入ですけれども、受益者負担金の減があるわけですけれども、前納率が予想以下だったというお話だったと思うんですけれども、大体下水道の受益者負担金というのは前納されるという人が、これまでは多分多かったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、早い段階で前納しておくと、たくさん割り引きがあったように私は記憶しておるわけですけれども、割引率というのはどんなもんなんですか。

議長(酒井久和君) 都市整備課長。

都市整備課長(渡邊俊次君) 前納の割引率ということでございますが、約15.6%程度の割り引きになります。

## (挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 15.6%というと、銀行ではとてもそんな金利はつかない。サラ金から金を借りるとそのくらいの利息を払わんならんというくらいの物すごい利率なんですけれども、それでも前納する率が予測より下回ったということですので、普通考えれば、貯金を持っておる人からすれば、貯金を持っておるよりも、それを先に払っちゃった方が得じゃないかという、損得を単純に考えるとそういうふうに考えるのが普通なわけですよね。しかし、それが予想以下だったということは、一体どんな要因があるんでしょうか。

議長(酒井久和君) 都市整備課長。

都市整備課長(渡邊俊次君) この件につきましては、予算上2,300万という非常に大きな数字になってございますが、実は今年度供用開始をさせていただいた区域の中で、大手の紡織会社がございます。通常、企業さんですと、おおむね前納される企業さんが多いわけなんですが、今回この企業さんにつきましても、予算上、前納ということで予測を立て、計上をさせていただきました。もちろん、事前に企業さんの方の経理担当の方と調整はさせていただいておりますが、今回たまたま今年度のみということで、前納がされないという状況になりまして、はっきり申し上げまして、これがほとんどこの1社によるものと。通常、前年度実績で、おおむね戸数から率を計算しまして予算計上をさせていただくんですが、この部分につきまして見込み違いであったということで御理解をいただきたいと思います。

## (挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) それは担当者の責任には絶対ならんですよね、これは。そういうことであるのならば。よっぽどその企業さんも金が余って金が余ってしようがない企業さんなのかと思うんですけれども、ちょっと考えられないようなことじゃないかなというふうに、私は今聞いておって思いました。

それで、歳出ですけれども、8ページ、9ページのところに維持管理費ということで、下水道使用料が1,487万ほどここに財源内訳として投入されておるわけですけれども、それに対して維持管理費はというと、実際には2,000万ほどかかっているということなんですけれども、使用料と比べて維持管理費の方が上回ってしまうというようなことになると、これだけを見ると、単純に赤字じゃないかみたいなふうに見えるんですけれども、そこら辺の収支というのはどういうふうになるんでしょうか。

議長(酒井久和君) 都市整備課長。

都市整備課長(渡邊俊次君) 今回補正の方で、使用料の方を1,500万ばかり増額をさせてい ただいております。この件につきましては、こういった経済状況ではありますけれども、予測 よりも大手企業さんの方の使用水量がふえつつあります。それで、使用料の増額をさせていた だいたんですが、これに対します維持管理負担金、これが使用料とリンクしてくるわけなんで すけれども、負担金の方につきましても、左岸及び右岸とも増額をしております。その分が 2,000万ばかりで、そうしますと約500万はどこへいったんだという話になるわけなんですが、 これは単純に考えますと、使用水量がふえる、使えば使うほど損するんじゃないかというよう な御指摘がございますが、単純に補正で見ますとこういった数字になるわけなんですが、実は 使用水量の中にここで申し上げますと、いわゆる不明水がございます。この分の上乗せ分がこ の一部の中に含まれておるということで御理解いただきたいと思いますが、左岸の下水道につ きましても供用を開始しまして、既に二十数年たってきております。それで、昨年度来、下流 部分の管路調査等を実施してまいりましたけれども、そういった部分におきましても、不明水 量が増加しつつございますので、今後につきましては、この差額をいかに少なくしていくかと いうことが重要課題と考えております。新年度以降につきまして、こういった打開策等も提案 させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でありま す。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第69号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第70号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号) の質疑に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第70号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第71号 庁舎耐震補強改修工事請負契約の変更について、質疑に入ります。 ありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第71号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止について、質疑に入ります。 ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 先ほども都市計画のところで、尾張北部なのか尾張なのかということで、そういう名称の変更がありましたけれども、今回の尾張北部広域行政圏協議会というのは、そういった都市計画等々の見直しの中で、今までの「尾張北部」というとらえ方ではなくて、「尾張」というとらえ方の中で、またこういった行政圏協議会等々をつくられるような動きでもあるんでしょうか。そこら辺が私よく理解ができないんですね。都市計画はそういった形で広域化してきている。だけど、尾張北部広域行政圏協議会は廃止する。じゃあ、廃止する中で次の段階のことを何か考えてみえるんじゃないかなということを私は推察するわけなんです。

例えば消防の広域化ですね。消防については、一宮とかあっちの方は除くわけですけれども、ここら辺の13ぐらいの自治体で、人口規模にすると88万人規模の消防の広域化というのが、実は平成24年までに広域化していくんだというような計画になっています。今、春日井市を中心にそういった話し合いも県が入りながら行われているということも、先日丹羽広域事務組合の議会の中で消防長の方から報告があったところであります。一部事務組合に出てきていない人は、こういったことがなかなかわからんもんですからあれなんですけれども、そういう中で、尾張北部広域行政圏協議会というのは廃止する、これもたしか中心になっているのは春日井市か何かじゃなかったですか。それと私関連があるのかなというふうに思ったんですけれども、その消防の広域化についても、春日井市は離脱したいという申し出をつい先日されたということを消防長から実は伺ったわけです。正式な場で報告があったもんですから、正式なことなんだろうというふうに思うんですけれども、そういった今の広域行政圏協議会と今の消防の広域化等々、それから今の都市計画の見直し、そういうものとは密接に何かリンクしているようなふうに私は思うんですけれども、そこら辺で何か情報をつかんでみえるようなことがあったらお教えいただきたいなあというふうに思うんですが、いかがですか。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 吉田議員から広域行政圏の件について御質問をいただきました。

この広域行政圏につきましては、国の方で全国をある程度の圏域に分けて、特に企画部門で行います各市町の総合計画とか施設整備、そういったものを広域で考えていくべきだというようなことが、昭和五十三、四年だというように聞いていますけれども、そういう方針を打ち出されて昭和55年に5市2町で組織をされたものです。この広域行政圏の中で施設整備等について計画を上げると、起債についての優遇措置を受けられると。さらに、普通交付税等の中で広域行政圏計画に基づいて施設を整備し、そして借りた起債については一定の間に償還金を見るということで機能をしてきております。また、文化的な行事、それから体育的な行事も行政圏があるということで行っていこうということで、それぞれ連携をしながらやってきたんですが、国の方が方針を変えて、行政圏ということではなくて、ある一定の大きな市等を中心にして、周りの市町で連携をしながらやっていくという、いろいろと言い方はあるんですが、定住自立圏構想とかいったようなものがあるんですが、そういった方向へ変換をして、この行政圏ということに関しては一定の役割は終えたので、国としては指導をやめると、法律を廃止するということがありましたもんですから、この企画部門の行政圏については役目を果たし終えたという総括のもとに、今回廃止をするというものであります。

なお、春日井市につきましては、従来、行政圏の事務局、一番大きな核となる市ということで行ってきてはおったんですけれども、人口規模的には30万を超えるところで、そういった面については単独で行っていくというような方針が強くあるようでして、この行政圏の廃止につきましても、今後どうしていくということで企画部門で話し合いを行ったんですが、春日井市さんは、うちは単独である程度行くんで、連携を緩くしていく必要はあるんですけれど、組織的なことについては、今後あまり必要はないというようなお考えを持っておられますので、緩く連携できる連絡体制だけを整えて、一たんこの行政圏活動については終わるということで、今進んでおります。以上です。

議長(酒井久和君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 吉田議員から消防の広域化についてお尋ねがございましたので、お話しさせていただきます。

11月25日に首長会がございまして、構成する市町でございますけれども、今お話にありました春日井市を除きます小牧、岩倉、北名古屋市、清洲市、犬山市、江南市の6市と大口、扶桑、豊山の3町です。この6市3町でもって、今お話のございましたように平成24年を一つの目的として協議をしていこうというようなお話が調いまして、新しくそういった組み合わせという話でございます。

今お話にありました春日井市につきましては単独で、政策推進課の方からございましたように30万人都市でございますので、単独で国の補助対象となっているという中でお話をさせていただくということで、最初のお話がありました7市3町からは離脱して、今言ったように6市3町で今後協議していくというようなお話になっております。

なお、この話につきましては、16日に予定されております全協が開催されればその他の方で 報告をしたいというふうに考えておりますので、またその節はよろしくお願いいたします。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第72号の質疑を終了いたします。

続いて、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。

これをもって、諮問第1号の質疑を終了いたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 都市整備課長。

都市整備課長(渡邊俊次君) 議案第64号におきまして、回答漏れがございましたので、御報告させていただきます。

清洲市は尾張ではないかというお話ですが、清洲市は名古屋市とともに名古屋都市計画区域 に属しております。ちなみに、尾張との北限でありますけれども、豊山、北名古屋、清洲とい うようなとこが名古屋の方に入っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で す。

議長(酒井久和君) ここで、暫時休憩といたします。

(午前10時45分)

議長(酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時46分)

議長(酒井久和君) 本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。6日月曜日に議案に対する質疑、議案の委員会付託を予定しておりましたが、本日で質疑が終了したため、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の

日程に追加し、議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり議題とすることに 決定をいたしました。

## 議案の委員会付託

議長(酒井久和君) 追加日程第2、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第72号までについて、お手元に配付いた しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思いま す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議案付託表の とおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

## 散会の宣告

議長(酒井久和君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6日月曜日に予定しておりました本会議は、本日で日程が終了したため、休会といたします。

次回は12月13日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。どうも御苦労さまでございました。

(午前10時48分)

# 議案付託表

平成22年第7回大口町議会定例会(12月定例)

委員会	議案番号	件名						
	第61号	大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について						
	第62号	大口町道路占用料条例の一部改正について						
	第63号	大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について						
総務建設	第64号	尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に ついて						
常 任	第65号	平成22年度大口町一般会計補正予算(第5号)(所管分)						
委員会	第69号	平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)						
	第70号	平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)						
	第71号	庁舎耐震補強改修工事請負契約の変更について						
	第72号	尾張北部広域行政圏協議会の廃止について						
文教福祉	第65号	平成22年度大口町一般会計補正予算(第5号)(所管分)						
	第66号	平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)						
	第67号	平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)						
X	第68号	平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)						

	_	_	
-	.5	b	-